「電気設備の技術基準の解釈」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正	現行
【高圧連系時の施設要件】(省令第18条第1項、第20条)	【高圧連系時の施設要件】(省令第18条第1項、第20条)
第228条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、分	第228条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、分
散型電源を連系する配電用変電所の配電用変圧器において、逆	散型電源を連系する配電用変電所の配電用変圧器において、常
向きの潮流を生じさせないこと。 <u>ただし、当該配電用変電所に</u>	<u>に</u> 逆向きの潮流を生じさせないこと。
保護装置を施設する等の方法により分散型電源と電力系統との	
協調をとることができる場合は、この限りではない。	